

東日本大震災への税・財政面での対応

～財政金融委員会所管の震災特別立法～

財政金融委員会調査室 よしだ ひろみつ いだ けんじ
吉田 博光・伊田 賢司

1. はじめに

東日本大震災は、地震・津波に加え、原子力発電施設の事故が発生するなど東日本地域に甚大な被害をもたらし、その影響は我が国経済社会の広範に及んでいる。早期復旧に向けた対策が急がれる中、税制面における緊急対応策として「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」が、また、平成23年度第1次補正予算（以下「1次補正」という。）の財源措置として「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」が国会に提出され、それぞれ成立している。

本稿は、これら財政金融委員会所管の震災特別立法について紹介するとともに、復興に向けた税・財政面の課題について触れようとするものである¹。

2. 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」（閣法第57号）（以下「震災税制特例法」という。）は、阪神・淡路大震災時の対応を前提としつつ、地震・津波・原発事故の複合的災害に見舞われた被災者等の状況を踏まえた対策を講ずるものであり（図表1参照）、4月19日に国会に提出され、4月27日に成立している。

（1）震災損失に対する特例措置

通常、個人が災害等により住宅や家財等に損害を受けた場合には、雑損控除又は災害減免法による所得税の減免が認められているが、震災税制特例法では、平成22年分（前年分）からの適用が可能となるとともに、雑損控除の結果、控除しきれない場合（雑損失）の繰越控除期間が5年に拡大（現行3年間）された。次に、事業を営む個人が、東日本大震災により受けた事業用資産の損失については、22年分の事業所得等の必要経費に算入が可能となった。さらに、損失が大きいため事業所得が赤字となる場合（純損失）は、①青色申告者は、翌年以降5年間の繰越控除（現行3年間）、又は21年分所得への繰戻し（残額は5年間の繰越控除）が、②白色申告者は5年間の繰越控除等が認められた。

一方、東日本大震災の被害を受けた法人については、平成23年3月11日から24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等に生じた震災損失額がある場合に、2年間遡って法人税額の繰戻し還付が認められることとなった。阪神・淡路大震災の際には、震災によって生じた欠損金額が直近1年の所得金額の2倍を超える場合に2年の繰戻し還付が認められており、それと比べ拡充された。

震災税制特例法では東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害も適用対象となっているが、風評被害など損失の範囲等の取扱いの明確化が課題となろう。

(2) 被災した住宅・自動車・船舶等に対する特例措置

東日本大震災による住宅・自動車・船舶等に対する被害は極めて甚大であり、震災税制特例法では、震災損失に対する特例措置のほか、被災した住宅・自動車・船舶等への様々な措置が講じられた。具体的には、住宅が滅失等した場合には、阪神・淡路大震災時の対応と同様に、住宅ローン控除の残りの控除期間についても減税の適用が継続されることとなった。また、被災自動車については、東日本大震災の日から車検残存期間に相当する納付済みの自動車重量税が還付される（～平成25年3月末）ほか、買換えの場合の新規車検時等に係る自動車重量税が免除されることとなった（～平成26年4月末）。さらに、大きな被害を受けた漁業等についても、滅失等した船舶等の代替で取得する資産について特別償却制度が設けられた。このほかにも、被災した建物・船舶・航空機等を新築・再建造した場合の登録免許税の免税措置等が設けられるなど東日本大震災の被害の実態に即した対策が講じられた。

(3) 被災者等支援（大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充）

震災税制特例法では、個人が支出する東日本大震災に係る一定の寄附金（義援金等）について、①所得控除の控除可能限度枠の拡大とともに、②税額控除制度の導入など寄附金控除の拡充が行われた。具体的には、震災関連寄附金（震災以降の国や著しい被害が発生した地方公共団体²への寄附、震災に関連して財務大臣が指定した寄附）について、所得控除の控除可能限度枠を総所得金額の80%に拡大（現行40%）するとともに、震災関連寄附金のうち、認定NPO法人が被災者支援活動の資金に充てるために募集する寄附や中央共同募金会がNPO法人やボランティア団体の被災者支援活動のために募集する寄附については、所得控除制度との選択制で税額の25%を限度に40%の税額控除の適用が認められた。この寄附金の税額控除制度は、23年度税制改正法案³においても盛り込まれているが、国会の審査が続けられる中で、震災税制特例法では、東日本大震災に伴う緊急対応策として、震災関連の寄附金に限って控除の拡充が行われることとなった。

(4) その他（トリガー条項の一時凍結）

平成20年度上半期のようなガソリン価格の異常な高騰時に対応するため、揮発油税等に関しては、いわゆるトリガー条項⁴が設けられているが、震災税制特例法では、東日本大震災の復旧・復興の状況等を踏まえ、別に法律で定める日までの間、適用が停止されることとなった。今回の措置の理由について、野田財務大臣からは、トリガー条項の発動により、①ガソリンの需給逼迫及び流通の混乱等、②多額の税収減（国・地方で年間1.8兆円）による復興財源確保への影響等を懸念する旨の答弁⁵が行われた。さらに、一時凍結の期間については、法律上、復旧・復興の状況等を勘案すると明記されているに過ぎないことなどから、長期化が予想される復興への道筋を踏まえると事実上の廃止との指摘⁶もある。このため、凍結解除を今後どのように判断するかが民主党マニフェスト施策との関係を踏まえ、問われることとなろう。

図表 1 東日本大震災における税制上の対応（阪神・淡路大震災時の対応との比較）

拡	雑損控除の特例及び災害減税法による所得税の減免措置の前年分適用の特例	大震災による住宅・家財等の損失について、①雑損控除又は災害減税法による所得税の減免措置について22年分所得での適用を認めるとともに、②雑損失の繰越控除期間を5年とする（現行3年）
拡	被災事業用資産の損失の特例	大震災による事業用資産の損失について、①22年分の事業所得の必要経費に算入できるとともに、②純損失の繰越控除期間を5年（現行3年）等とする
	住宅ローン減税の適用の特例	適用住宅が大震災により減失等した場合においても、平成24年分以降の残存期間の継続適用を認める
新	大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充	平成23年、24年、25年分の所得税において、大震災関連寄附について、①寄附金控除の控除可能限度枠を総所得金額の80%（現行40%）に拡大するとともに、②認定NPO法人等が、被災者の救援活動等のために募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、税額控除制度（税額控除率40%、所得税額の25%を限度）を導入する（所得控除との選択）
拡	震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	法人の欠損金額のうち大震災による損失金額の全額について、2年間まで遡って繰戻しによる法人税額の還付を認める
拡	被災代替資産等の特別償却	平成28年3月31日までの間に、①大震災により被災した資産（建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両）の代替として取得する資産、②被災区域内において取得する資産について特別償却（平成26年3月31日以前に取得：建物等15%（中小事業者18%）、機械装置・船舶等30%（同36%）。26年4月以降に取得：それぞれ上記の2/3の率）を認める
	特定の資産の買換えの場合の課税の特例	平成28年3月31日までの間に、被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合等において、その譲渡益の課税の繰延べ（100%の圧縮記帳）を認める
	指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例、申告期限の延長	大震災前に取得した財産に係る相続税・贈与税で、大震災後に申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を大震災後を基準とした評価額とすること等を認める
新	住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等	住宅取得等資金の贈与税の特例措置の適用を受けようとしていた住宅が、大震災により減失して居住できなくなった場合には、その住宅への居住要件を免除等する（※特例措置は平成15年度及び21年度の改正で措置）
拡	被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税	平成33年3月31日までの間に、大震災により減失・損壊した建物に代えて新築又は取得する建物及びその敷地の用に供する土地に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税を免税とする
新	被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免税	平成33年3月31日までの間に、大震災により減失・損壊した船舶・航空機に代えて建造又は取得する船舶・航空機に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税を免税とする
新	建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税	大震災により減失等した建物の代替建物を新築等する場合等において、平成33年3月31日までの間に、被災者が作成する建設工事の請負契約書等に係る印紙税を非課税とする
新	被災自動車に係る自動車重量税の特例還付	被災自動車について、平成25年3月31日までの間、車検残存期間に相当する納付済み自動車重量税を還付する
新	被災者の買換え車両に係る自動車重量税の免税	被災自動車の使用者が新たに取得した自動車について、平成26年4月30日までの間、新規車検等の際の自動車重量税を免除する
新	揮発油税等のトリガー一条項の一時凍結	揮発油税等の「当分の間」税率の課税を停止する措置について、別に法律で定める日までの間、その適用を停止する（※トリガー一条項は平成22年度改正で措置）

（注）阪神・淡路大震災時になかった対応は「新」、拡充したものは「拡」と記している。

（出所）財務省資料より作成

3. 東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

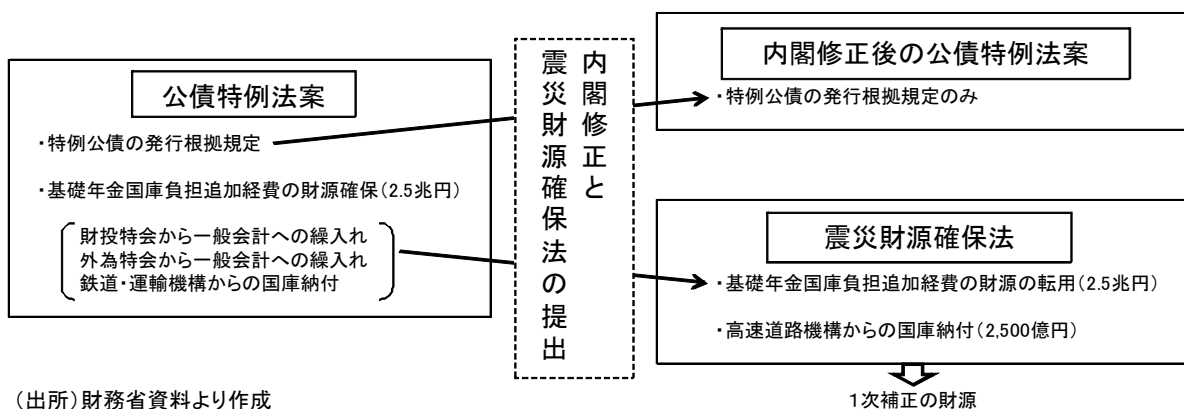
(1) 法律案提出の経緯と概要

甚大な被害をもたらした東日本大震災に対し、財政面では、平成22年度予備費の活用等により当面の対策を講じるとともに、平成23年度は補正予算の編成によって本格的な施策が実施されることとなった。4月28日に国会に提出された1次補正は、復旧中心として編成され、災害対応公共事業関係費や災害廃棄物処理事業費を始めとする東日本大震災関係経費が4兆153億円計上された⁷。

他方、これらの事業を実施するための財源については、菅総理大臣が「第2次補正予算以降は国債を増発せざるを得ないが、今回は財政規律を考えて発行しない」との方針を示したことから⁸、「追加の公債を発行せず、歳出の見直し等により確保」⁹された。歳出の見直し等のうち、最も大きな金額の見直しは、当初予算に計上されていた基礎年金国庫負担の追加に必要な経費(2.5兆円)(以下「基礎年金国庫負担追加経費」という。)の震災対策への転用となっている。基礎年金国庫負担追加経費については、当初、「平成23年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案」¹⁰(閣法第1号)(以下「公債特例法案」という。)によって財源の確保が図られていたが、1次補正での措置に伴う内閣修正により、これらの規定(財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例措置に関する規定)が削除された。他方、同様の規定を盛り込んだ「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」(閣法第67号)(以下「震災財源確保法」という。)が4月28日に国会に提出され(図表2参照)、5月2日に成立している。

なお、1次補正の財源を確保するに当たり、高速道路料金割引(利便増進事業)を見直すことによって、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から2,500億円を国庫に

図表2 公債特例法案と震災財源確保法の関係



納付させることとなり、震災財源確保法にはこのための規定も盛り込まれた。

（２）年金臨時財源の転用、歳出の見直し

1次補正では、基礎年金国庫負担追加経費に充てるための臨時財源を震災対策に転用したことから、震災財源確保法の審査に当たり、年金財政への影響が大きな論点となり、厚生労働委員会及び国土交通委員会との連合審査会も開かれた。1次補正の編成に先立ち、国家戦略担当大臣、財務大臣及び厚生労働大臣によって合意された「平成23年度の基礎年金国庫負担について」では、今回の転用に関し、税制抜本改革により確保される財源を活用して、年金財政に繰り入れることを法制化するとされたところであるが、委員会では、今年度中に年金財政に繰り入れる必要があるとの観点から質疑がなされた。この点について野田財務大臣は、「税制の抜本改革は6月末までに社会保障との一体改革の中で成案を得る。年金の安定財源も併せて議論することとなり、これらの議論による流動的な部分も判断しながら対応する」との答弁を行うにとどまった¹¹。

また、今後の震災対策のための財源を確保するに当たっては、不要不急の歳出や子ども手当を始めとする民主党マニフェスト施策の抜本の見直しによって確保すべきとの質疑がなされたが、野田財務大臣は、「各党の検討結果を踏まえて適切に対応させていただきたい」とし¹²、具体的な歳出の見直しへの言及には至らなかった。

年金臨時財源の取扱いや歳出の見直しは、民主党、自由民主党及び公明党の政調会長によって4月29日に確認された「平成23年度第1次補正予算等に関して」において、「特例公債を発行可能とするための法案について、各党で、成立に向け真摯に検討を進める」こと的前提とされているところでもあり、公債特例法案が成立していない状況下では、特に今後の議論の行方が注目される。

4. 震災復興に向けた税・財政面における課題

（１）第二弾の震災税制措置に向けて

緊急対応としての今般の震災税制特例法に続き、震災復興に向けて、被災者の生活再建や被災企業への支援など第二弾の税制対応が欠かせない。そこで、ここでは、住宅取得及び中小事業者支援の対策について取り上げる。

まず、住宅取得対策について、政府は、いわゆる二重ローン問題の対策の一環として、個人向け住宅債権を放棄した金融機関に対する税制対応を検討する方針を固めたほか¹³、被災者が住宅を再取得等した場合の住宅ローン控除の特例等を創設することも示された¹⁴。金融機関等が行う債権放棄への課税が軽減されることなどで、被災者の生活再建が早期に進むことが期待されるものの、税の公平性等の観点から、債務免除の対象者は、十分検証されるべきであろう。一方、被災者が再取得等した住宅に対する措置については、例えば、平成19年度税制改正の「税源移譲に対応した住宅ローン減税の特例」等を参考に、控除率を引き下げた上で、控除期間を可能な限り延ばすことにより減税効果を長期間確保することや個人住民税からの控除を認めるなど様々な仕組みが講じられることを期待したい。

次に、中小企業対策について、政府はまず、震災により事業承継が困難となった場合であっても、非上場株式等の相続等の納税猶予制度の継続を認めるとしている¹⁵。対象となる事業者の選定に当たっては、直接被災した事業者だけにとどまらず、震災の影響が広範囲に及んでいることを踏まえて対応すべきであろう。また、欠損金の繰越控除や繰戻し還付についても、各方面から拡充等を要望する声が多い。今回の震災税制特例法においては、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付など対策は講じられているが、被災中小企業に対しては、主要国の例を踏まえ、更なる見直しが行われるか注目される。

(2) 震災後の税制上の課題

東日本大震災が我が国経済社会にもたらした影響は計り知れないが、その一方で、我が国において、国民生活や地球環境をどのように守っていくのか、また、デフレから脱却し経済をどのように成長させていくのか、その重要性が改めて浮き彫りになったと言えよう。これらを踏まえ、税制面における今後の課題について触れてみたい。

ア 地球温暖化対策税等

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、地球温暖化対策税の在り方については、改めて検証すべきものと思われる。政府は、二酸化炭素（温室効果ガス）の排出を抑制するために全化石燃料に課税する「地球温暖化対策のための税」の導入を目指しているが、増収額2,400億円と過去に2兆円規模の環境税導入を提案した環境省案と比べても規模は小さく、その効果に疑問を呈する声もある。原発事故後は、火力発電への依存が更に高まる一方で、再生可能エネルギーへの早期転換が今後の大きな課題となることを踏まえると、地球温暖化対策税の税率水準や用途などその在り方を改めて検討する必要がある。また、今後のエネルギー政策の転換が避けられない状況において、原子力発電の立地対策等の財源となる電源開発促進税はもちろんのこと、原子力発電に関わる税制特例の見直しも焦点となろう。例えば、使用済燃料再処理準備金¹⁶については、今般の原発事故を踏まえ、核燃料の再処理推進の意義が今後問われる中で、税制特例としての妥当性がどのように判断されるか、注目される。

イ 給付付き税額控除

給付付き税額控除については、所得再分配機能の強化や消費税率の引上げの際の逆進性対策としての役割が期待されているが、被災者支援の観点からも検討する余地がある（消費税率の引上げについては、4.（4）参照）。既に導入済みの欧米では、社会保障給付と税額控除制度を組み合わせることにより就労支援や子育て支援、社会保険料負担の軽減など様々な目的で利用されている。今後我が国においても、被災地を中心とした低所得者対策の重要性が更に増すことが予想されるが、こうした社会保障給付と税を一体として必要な支援策が講じられることになれば、効果的な施策が実行可能となろう。

ウ 法人実効税率の引下げ

国際的に水準が高いとされる我が国法人実効税率について政府は、税率を5%引き下げることなどにより、国内投資の拡大や雇用創出を促進するとしている。しかし、

震災後においては、復興財源の確保のため、5%の税率引下げそのものの取りやめや別途法人税率の引上げを求める声もある。厳しい財政状況の下、10兆円を超えると見られる復興財源を確保することは大きな課題であるが、電力供給不足を始め震災による国内外の企業行動への影響等が懸念される中では、デフレ脱却に向けた成長戦略を同時に推し進めることの意義は大きいのではないかと。

(3) 復興に向けた補正予算の編成と復興財源の確保

3月23日に内閣府が発表した試算では、東日本大震災で損壊した道路や住宅、生産設備などの直接的な被害額が16兆～25兆円に上るとされ、阪神・淡路大震災の9.6兆円を上回り、戦後最悪の被害となった。また、試算には東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響は含まれておらず、実際の被害額は更に膨らむことが確実な情勢となっている¹⁷。東日本大震災復興構想会議（以下「復興構想会議」という。）検討部会では、復興に係る国の費用が1次補正に計上済みの4兆円を除いても10.1兆～16兆円になるとの試算が示されており¹⁸、今後どのような対策を盛り込んだ補正予算がどの程度の規模で編成されるのか注目される。

また、補正予算の提出時期については、5月16日の衆議院予算委員会において、菅総理大臣が「被災地の県なども7、8月ごろに復興計画を出したいとしていろいろなスケジュールを出している。地元の意見もしっかり踏まえ、考えていく必要がある。拙速に過ぎるのも気をつけなければならない」と答弁したが¹⁹、翌日には大規模な補正予算の一部を前倒しする方向で検討に入ったとの報道がなされている²⁰。6月7日の閣僚懇談会では、菅総理大臣が7月を念頭に平成23年度第2次補正予算を編成するように指示したとされているが²¹、今後の道筋が明確になったとは言い難い。

巨額に上ると見られる復興対策の経費を賄うためには国債の追加発行が不可避とされているが、野田財務大臣は、復興構想会議から出される青写真を踏まえて、必要な対策や財源についてまとめていきたいとの方針を示している²²。復興構想会議では、6月11日に示された『復興への提言』骨子（たたき台）において、先行する復興需要を賄うために国債を発行する場合には償還財源を担保し、復興支援策と同時にその財源措置を決定するとしている。また、6月10日に衆議院から提出された「東日本大震災復興基本法案」（衆第13号）では復興債の発行を明記するとともに、あらかじめ償還の道筋を明らかにするとの規定が盛り込まれている。震災復興の財源については、既に有識者から多様な意見が出されているが²³、復興対策に充てるための資金を国債発行で調達し、償還の道筋を明らかにすることとなれば、償還財源の確保策や負担の在り方が大きな論点となり、様々な角度から検討することが必要となろう。野田財務大臣は税制調査会の運営について、「復興構想会議が（6月末に）出す提言を踏まえて復興財源の話に入る」としており²⁴、議論の行方が注目される。

(4) 社会保障と税の一体改革

復興財源確保のための税制の取扱いが注目されるところであるが、社会保障との一体改

革としても税制について議論が進められている。平成22年12月14日に閣議決定された「社会保障改革の推進について」では、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、平成23年半ばまでに成案を得るとされており、この方針は東日本大震災後の「政策推進指針」（5月17日閣議決定）においても維持された。6月2日に社会保障改革に関する集中検討会議が取りまとめた「社会保障改革案」（以下「改革原案」という。）では、2015年度までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げるとし、今年度中に必要な法制上の措置を講じるとしている。これを受けて税制調査会では6月20日までに消費税増税の考え方などの税制抜本改革の方向についての意見を取りまとめる方針とされている²⁵。

社会保障の安定財源を確保するために消費税率を引き上げることとなれば、復興財源はその他の税目で確保する可能性が高まると考えられ、社会保障のための恒久的な財源確保策と震災復興のための臨時的な財源確保策は密接に関係していると言えよう。ところが、相互横断的にどのような検討が加えられたのかという疑問点が残されており、財政運営全体を鳥かんした上で税制の在り方を示すという点に大きな課題を残すのではなかろうか。

また、改革原案では、今後の社会保障の姿と社会保障財源の確保策を示すことで、2015年度段階での財政健全化目標の達成を見込んでいるが、震災対策を始めとする社会保障以外の政策経費と税制の在り方についての議論が取り残された状況となっており、財政健全化目標の達成の成否は依然として不透明であると言えよう。さらに、2015年度以降も続くと思われる社会保障費の自然増に対応するための税制の在り方についても具体的な姿が示されることはなく、2020年度までに基礎的財政収支を黒字化するという財政健全化目標達成の道筋について大きな課題が残されている。

5. 終わりに

震災対策の財源確保と社会保障の財源確保について、それぞれ別の会議体で議論が進められた結果、税制全体としての制度設計は税制調査会などで総合的に議論する必要がある。改革原案では、所得課税や資産課税にわたる税制全般の改革については税制調査会の審議に委ねられており、本稿で指摘した地球温暖化対策税や法人税率引下げなど諸課題も踏まえ、税制調査会の重要性がますます高まっていると言えるが、税制改革案策定のための議論に費やされる時間は短くなると想定される。今後政府が提示する税制改革案について、財政全般との整合性をどのように確保し、どのような道筋で税制改革を実行に移すのかという点について、政府が負う説明責任は非常に大きい。また、増税は景気への配慮が求められるばかりか、利害関係者の痛みを直結する問題でもあり²⁶、国民的な合意形成をどのように進めていくのかといった諸課題を解決する責任も重い。

財政赤字を続けることによる負担の先送りは将来世代に痛みを転嫁していることにほかならず、財政健全化の必要性は従来から指摘されてきた。加えて、実質的な国際公約にもなっている財政健全化目標を達成することは国際社会における日本の役割を考えても成し

遂げる必要があろう。そのためにも、政治の強力なリーダーシップの下、諸改革を実現し、収支バランスの取れた財政運営を実現することが求められており、今後の行方が注目される。

-
- 1 本稿は6月13日現在の情報等を基に執筆したものである。
 - 2 被災者生活再建支援法の適用団体で、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県各県（県内の市町村を含む）、長野県栄村、新潟県十日町市、新潟県津南町とされている。
 - 3 「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第2号）として第177回国会に提出されたもので、震災税制特例法が成立した4月27日において、衆議院で審査中であった。なお、所得税法等改正法案は、6月10日、衆議院本会議で承諾された内閣修正によって、題名が「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」となった。また、同日、期限切れ租税特別措置の延長等を含む新たな法律案「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第82号）が国会に提出されたが、この中に、寄附金控除の特例措置が盛り込まれた。
 - 4 指標となるガソリン価格の平均が連続3か月にわたり1ℓ当たり160円を超えた場合に、燃料課税の上乗せ税率分（旧暫定税率分に相当する約25円）を停止するもの。
 - 5 第177回国会参議院財政金融委員会会議録第9号13頁（平23.4.26）
 - 6 第177回国会衆議院財務金融委員会会議録第16号14頁（平23.4.22）
 - 7 阪神・淡路大震災後初めて編成された平成6年度第2次補正予算の規模は1兆223億円であったことから、1次補正はこれを大きく上回るものとなった。
 - 8 『日本経済新聞』（平23.4.9）
 - 9 4月28日に行われた野田財務大臣の財政演説より。
 - 10 4月28日の衆議院本会議で承諾された内閣修正によって、題名が「平成23年度における公債の発行の特例に関する法律案」となった。
 - 11 第177回国会参議院財政金融委員会会議録第12号3頁（平23.5.2）
 - 12 第177回国会参議院財政金融委員会会議録第12号7頁（平23.5.2）
 - 13 第177回国会衆議院財務金融委員会会議録第19号12頁（平23.5.13）
 - 14 第177回国会参議院財政金融委員会会議録第9号14頁（平23.4.26）
 - 15 第177回国会参議院財政金融委員会会議録第9号14頁（平23.4.26）
 - 16 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づく外部積立て方式の使用済燃料再処理等積立金制度に対応する準備金制度。
 - 17 『朝日新聞』夕刊（平23.3.23）
 - 18 『日本経済新聞』（平23.6.10）
 - 19 第177回国会衆議院予算委員会会議録第23号10～11頁（平23.5.16）
 - 20 『朝日新聞』夕刊（平23.5.17）
 - 21 『日本経済新聞』（平23.6.8）
 - 22 第177回国会参議院予算委員会会議録第14号9頁（平23.5.2）
 - 23 例えば、伊藤元重東京大学大学院教授は、長期割引国債で復興国債を発行し、復興税として消費税率を引き上げるとともに（復興後は社会福祉の財源に回す）、炭素税（将来は環境税に変える）を導入して電力のコストを意識してもらおうとしている（伊藤元重「国民が日本再生を担う復興債と復興税を財源に」『週刊東洋経済』（平23.4.2）28～29頁）。他方、土居丈朗慶應義塾大学経済学部教授は、復興対策支出の財源は中期の復興国債で賄い、復興目的税（所得税が最有力）を償還財源に充てるとしている（土居丈朗「復興財源は復興国債と所得税で税・社会保障一体改革と同時に」『週刊ダイヤモンド』（平23.4.9）60～61頁）。また、森信茂樹中央大学法科大学院教授は、東西ドイツ統一に伴う増税をモデルに、所得税と法人税に10%の付加税を課して復興債の償還財源とするとしている（『産経新聞』（平23.3.27））。
 - 24 『朝日新聞』（平23.6.8）
 - 25 『日本経済新聞』（平23.6.8）
 - 26 利害関係者は、課税の対象となる企業や家計のみならず、消費税収の配分という観点では、国と地方が対立関係になることが想定される。